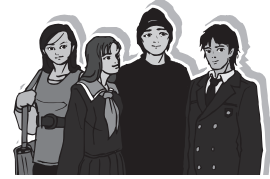


# ～少年とともに～



## 付添人体験記 -初めての少年事件-

寺谷 洋樹 (67期) ●Hiroki Teratani

### 1 事件の概要

私の初めての少年事件は、高校に通う16歳の少年が校内で親友の財布を盗んだという自白事件でした。事件自体は単純なものでしたが、少年の背景には様々な事情が交錯していました。

少年を取り巻く環境は実に複雑でした。幼いころの両親の離婚、親権者である父親からの身体的虐待、一時保護委託、児童養護施設の入所など、16歳の子どもにとっては耐え難いもののように感じられました。

少年は、本件非行について、当時、仲のよかった被害者との関係がぎくしゃくしていたために咄嗟に財布を盗ったが、その時は頭が真っ白であったと話しました。私は、少年の非行傾向は進んでおらず、精神的な幼さに起因した突発的な非行であり、より根本的には、親からの愛情を受けてこなかったことなどが原因ではないかと推測しました。

### 2 審判前の活動

本件では、裁判所が「少年友の会」の付添人を別途選任しました。人生経験が豊かな男女2名が少年の親代わりとして付添人となり、弁護士付添人である私と役割分担することになりました。お二方には要所要所で少年にかかわっていただき、実の親以上の愛情を注が

れる様子がとても印象的でした。

初めのころ、少年は泣いてばかりで事件のことをあまり話そうともしませんでした。しかし、何度か通って徐々に打ち解ける中で、自身の境遇、被害者である親友との距離感の変化、非行の動機などを語ってくれるようになりました。少年はとても無垢であどけない性格でしたが、本件非行の原因を自らの不遇な環境にあると考え、事件について真摯に向き合う姿勢はあまり見られませんでした。

少年にいかに関わろうかと考えている矢先、事態は急変しました。父親が誰に断ることもなく、勝手に学校に自主退学届を提出したことが発覚したのです。私がすぐに学校に向かいましたが、学校側はもう退学手続を完了したとの一点張りでした。

学校を退学したことに伴い、少年の受入先がなくなるという重大な問題が発生しました。児童養護施設は通学が事実上の前提となっています。本件でも、退学による施設退去は避けられませんでした。もし審判までに受入先を確保できなければ、それだけで少年院送致にもなり得る状況でした。裁判所や児相の方にも施設をあたっていただきましたが、定員オーバー等の理由で見つかりませんでした。途方に暮れる中、私が修習中にお世話になった弁護士の先生が、とあるシェルターにかかわっていたことを思い出し、連絡しました。その後、諸先生方の多大な協力により、そのシェルターを補導委託先として少年を引き受けてもらえることになりました。

### 3 審判(1回目)

審判日がやってきました。裁判所は、緊張した少年に対し、シェルターを補導委託先と

する試験観察を言い渡しました。その後、私を含め関係者一同が入所手続に立ち会うためシェルターに向かいました。

## 4 シェルターから自立援助ホームへ

シェルター入所後、少年は当初こそ緊張していましたが、次第に馴染んでいきました。ただ、職員により秩序が保たれた環境であったため、気が緩みにくい状況でもありました。気が緩んだときにどのような行動をとるのかを観察したかったのですが、シェルターにいる間にこの点を確認することは難しかったです。

シェルターはあくまでも一時的な滞在場所であったため、入所当初から、児相を軸として次の受入先となる自立援助ホームを探しました。同時に、高校に再入学したいという少年の希望を実現させるため、受験実施校の調査や提出書類の取得等々、私は日々奔走しました。

その後、無事に少年が受験に合格し、次の入所先の自立援助ホームも決まりました。そこは自立を促しつつも、少年からの相談に親身に応じるなどいろいろな面で温かくサポートしてくれる職員がいる施設でした。補導委託から在宅試験観察への変更を経て、少年は新たな環境でスタートすることとなりました。

## 5 少年自身の再考

自立援助ホームから学校に通い、アルバイトも見つけ、自立に向けた生活が始まりました。その後、被害者との示談が成立しましたが、示談の前に少年がこっそり被害者と連絡をとっていたことが判明しました。私は、示談を、少年が本件非行に向き合い改めて内省を深める場面、被害者との今後の関係性を見つめ直す場面だと位置づけていましたので、少年には相応の緊張感を持ち続けていてほしかったのですが、少年はその行動がなぜいけないのかあまり理解していない様子でした。

私は少年に「自分がしたことを過去のもの

として蓋をしてしまっているのでは？」と伝え、改めて本件非行の原因を自ら考えるよう説きました。少年は本件非行と再び向き合い、本件非行の動機は、周りに相談できる人がいなかったことが原因だと自分なりの答えを出しました。周りに相談できる人がいれば、自らの鬱積した気持ちを解消でき、今後は突発的な感情の暴走をある程度は食い止められるだろうということでした。

## 6 審判(2回目)―結び―

いよいよ最終の審判がやってきました。少年と出会ってから約8か月後のことです。あらかじめ試験観察中の出来事を意見書にまとめ、保護観察にしよう求めました。調査官も同様の意見で、家庭裁判所は少年を保護観察に付しました。

本件の少年は、非行傾向が根深いというわけではなく、少年を取り巻く環境の悪さが本件非行の主たる原因と考えられたため、少年にとって安定した居場所を確保することが付添人活動の軸でした。少年事件では環境調整が重要であるとよく本などに記載されていますが、これがいかに大変なことであるか身をもって学ぶことができました。 監

# いじめ問題等の学校問題と「学校交渉」

松岡 正高 (62期) ●Masataka Matsuoka

## 1 はじめに

当会子どもの権利に関する委員会には、部会の1つとして学校問題チームがある。学校問題チームでは、主に、学校における法律問題についての活動、教育関連の法律についての調査・研究を行っている。当チームの取り組みの1つとして、「学校交渉」がある。学校交渉は、いじめや体罰、退学勧告等、学校における法律問題（以下「学校問題」と言う）の解決手法の1つである。本稿では、学校交渉のあり方について、当チームのスタンスを紹介することとしたい。

## 2 学校交渉とは

まず、学校交渉の目的は、学校等の法的責任を追及することではなく、学校との任意の交渉により、いじめや体罰、その他の問題で悩んでいる子どもたちの苦痛を和らげるため、学校側と環境調整を図ることにある。学校は、決して敵対する相手方ではなく、ともに考え解決策を探る存在であって、学校との協同作業によって問題の解決を図ることが原則となる。一方的な要求を実現する訴訟とは対照的であり、ここが学校交渉の特徴と意義が最も現れる点であり、学校交渉の基本姿勢である。

学校交渉に臨むにあたっては、責任追及の可否については、慎重に検討する必要がある。なぜなら、損害賠償請求等の責任追及により、学校側が態度を硬化させ、子どもの環境調整を図ることを難しくしてしまう可能性があるからである。

## 3 獲得目標

学校交渉の獲得目標は、事案によって様々

であり、一律に定立することは困難である。子どもの悩み等、事実関係をよく確認した上で、事案ごとに獲得目標を設定する必要がある。また、学校交渉は、訴訟とは異なり、請求が一義的に定まっていなため、方針がブレが生じやすい。初期の段階で、獲得目標を明確にしておくことが肝要である。交渉の進展次第では、段階を追って獲得目標を複数設定することもあり得る。

例えば、いじめ問題の事案において、獲得目標として通常想定されるものとしては以下がある。①学校に対する事実確認の要請、説明会の実施、②学校、教員、加害児童等からの謝罪、③加害児童等の保健室登校、別室指導等、④クラス替え、担任教諭の変更、⑤出席認定、⑥懲戒処分の見直し、⑦転校手続への協力、⑧いじめ等再発防止策の検討・実施、⑨第三者組織の設置等である。

## 4 学校交渉に臨むにあたっての留意点

### (1) 子どもの意思を尊重すること

学校交渉の当事者は子ども本人であることを忘れてはならない。親が望む解決策と子どもが望む解決策が異なっている可能性があることを常に意識し、子どもの意思を無視してはならない。

もっとも、解決のためには、親権者である親の協力は不可欠となる。そのため、子どもと親の意向が異なる場合には、子どもの自己決定を尊重しつつ、調整を図る必要がある。

### (2) 獲得目標を明確にすること

この点は既に上述したが、獲得目標が明確になっていないと的確な交渉方法をとることができず、ややもすると、方針がブレやすく、交渉が散漫になってしまう可能性がある。実際にどのような獲得目標ないし解決策があり得るのかについては、当委員会で編集した「学校問題ケースブック」および「学校問題ケースブック別冊 学校問題活動事例集」（後述）を参照されたい。

### (3) 子どもの精神的な負担に配慮すること

事実の調査、情報収集のためには、子ども



に過去の記憶を整理してもらう必要がある。中には、過去の出来事を思い出すこと自体に苦痛を感じる子どもがいることを十分に理解し、配慮ある対応を心がけなければならない。

#### (4) 学校側に協力して活動するというスタンスを明らかにすること

学校と接触をする場合、冒頭で、子どもの環境調整を図るために、学校と協同する存在であることを明確にする必要がある。また、先に述べたとおり、法的責任追及の要否については慎重に検討する必要がある。

#### (5) 学校が行う対応についての事前確認の重要性

当該事案について、学校が何らかの対応を約束した場合、可能であれば、対応策の具体的内容について事前に協議をしておくことが望ましい。不十分な対応がされた場合、かえって、子どもが学校に行きづらくなってしまったり、二次被害が生じて被害が増悪することが懸念されるからである。

## 5 いじめ防止対策推進法の施行と学校交渉への影響

平成25年9月、いじめ防止対策推進法が施行された。以後、特にいじめ問題に関する学校交渉を行う場合には、同法の規定を十分に理解しておくことが必要であることは言うまでもない。以下、同法の施行がいじめ問題についての学校交渉に与えた影響を検討したい。

### (1) いじめ該当性の判断について

法2条1項によれば、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされる。被害児童等の主観によっていじめ該当の有無が判断されることになることがポイントであり、学校側がいじめの事実を否認する場合には、同法の定義を示して、調査ないし対応の必要性を訴えることとなる。

### (2) 学校の調査報告義務について

いじめが学校生活に起因して生じたもので

ある場合には、学校は保護者に対して調査報告義務を負っていると解されてきた。同法は、調査報告義務を以下のとおり確認的に規定している。そこで、事実の調査を獲得目標として設定した場合には、同法に基づき事実の調査を要請することとなろう。筆者の実感ではあるが、学校に調査報告書の作成を依頼した場合、同法施行以前は、学校側がこれを拒否する事例が多かったが、同法施行以降は概ね調査報告書の作成に前向きな学校が多いと感じている。

#### ① いじめの事実が確認された場合

法23条2項「いじめの事実の有無の確認」および法23条3項「児童等又はその保護者に対する支援」との規定が根拠となる。なお、法23条3項の「支援」は、児童等に対する調査報告義務を包含すると解されている。さらに、法23条5項は、「いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる」こととしており、当該条項も、学校に調査を要請する際の根拠の1つとなる。

#### ② 重大事態の場合

法28条1項「事実関係を明確にするための調査」および法28条2項「児童等又は保護者に情報を適切に提供」との規定が根拠となる。

### (3) 加害児童等側からの相談・受任

懲戒（法25条）、出席停止その他の必要な措置（法26条）、警察との連携、通報および援助（法23条6項）等、同法は加害児童等に対して厳しい規定となっており、同法施行以降、加害児童の教育を受ける権利等の人権侵害が問題となっている。

被害者側からの申入れがあったような場合、学校が、加害児童等に対し、安易に懲戒、出席停止、別室指導等の対応をとることがあるので、今後は、加害児童等側の代理人として学校交渉を行うことが増大すると思われる。このような場合、十分な事実の調査がなされないまま、上記のような対応に至っているケースが多いため、十分な事実の調査がなされているか、明らかになった事実を照らして相応の対応がとられているかどうかを吟味することとなろう。 ■